

2019（令和1）年12月12日

文部科学大臣 萩生田 光一 様

「全国学校事故・事件を語る会」代表世話人
内 海 千 春
宮 脇 勝 哉

被害者救済の観点に立った学校事故・事件の事後対応の充実について（要望）

拝啓 寒冷の候、ますますご清祥でご活躍のことと存じます。

さて、私たち「全国学校事故・事件を語る会」（以下、「語る会」と略）として、被害にあった子ども及び家族・遺族の立場から、国公立学校及び地方教育行政、私立学校等の担当課などが行う学校事故・事件発生後の対応（以後「事後対応」と略）のあり方に関しまして、下記の件について要望を行います。

文部科学省におかれましては別紙「添付資料」の内容も参考にさせていただいた上で、下記事項について、従来の学校や地方教育行政等の行ってきた事後対応のあり方や調査委員会の運営のあり方を点検し、被害者救済の観点に立った取り組みをさらに充実させるよう、適切な対応をお願いいたします。

敬具

記

<要望事項>

1. 文部科学省として、「報告書」提出後の現場対応まで視野に入れた「総合的な事後対応の在り方についての研究（仮称）」を進めること
 - (ア) この研究によって、これまでの事故・事件について個別のおよび総合的に正確な現状把握を行うとともに、調査委員会のあり方を含む事後対応のあり方を検討するための議論の土台を作ること
 - (イ) この研究は、政府および教育行政から独立した組織であって、必要な予算措置がされるとともに、継続的な研究が可能で、かつ必要に応じてさまざまな立場の人が加わることのできる組織によって行うこと
 - (ウ) この研究を進めるメンバーには、被害者・遺族の意見を尊重すると共に、被害者・遺族の立場や視点を十分に理解した研究者が参加すること
2. 文部科学省としてこれまでの調査委員会運営の現状と課題を的確に把握した上で、遺族・家族の要望や意見をふまえつつ、調査委員会のあるべき姿を明確に示すこと。その際、以下の内容を盛り込むこと

(ア) 調査の目的に関して

- ① 再発防止だけでなく、事実を明らかにし、それを被害者・遺族のみならず、周囲の子どもたちや保護者にもきちんと伝えることが重要な目的であること
- ② いじめの重大事態では「重大事態」への対処も、その目的であること
- ③ 調査委員会の調査は教育的な目的（事件・事故の被害者はもちろん、事案によっては加害者となった子どもたちへの教育的措置と再発防止等）に沿って行わねばならないこと

(イ) 被害者・遺族への情報の提供と対話は、「被害者・遺族の事実を知りたいという願いに応えるため」だけでなく、調査委員会が事実に向き合うために必要不可欠なプロセスであること

(ウ) 「学校事故・事件の被害者とはどういうものか」「被害者・遺族に向き合った場合、何が起るのか、その時どう対応すればよいのか」についての指針を盛り込むこと

3. 「学校事故対応に関する指針」「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」「いじめの防止等のための基本的な指針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に示された学校事故・事件の事後対応に関する基本的理念や方法の周知徹底を図ること

(ア) 以下4点を学校・教育委員会等に周知徹底すること

- ① 学校が行う基本調査を徹底させること
- ② 学校にとって都合が悪いことでも、隠さず明らかにすること
- ③ 被害者・遺族に対する情報提供を積極的に行うこと
- ④ 事後対応に関して被害者遺族の要望に応える努力を行うこと

(イ) 学校事故・事件に対する関係法令や指針類の趣旨を周知させるための研修を毎年行うこと

(ウ) 学校事故・事件に対する関係法令や指針類の趣旨について、学校・教育委員会等だけでなく、保護者に対しても広報すること

(エ) 「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」(H22.3)を改定すること

以上

○本件連絡先

内海千春 (FAX 0791-66-1108 e-mail HQC00120@nifty.com)

宮脇勝哉 (FAX 0797-57-9640 e-mail miyawaki-katuya@mtc.biglobe.ne.jp)

別紙「添付資料」

1 文部科学省として、「報告書」提出後の現場対応まで視野に入れた「総合的な事後対応の在り方についての研究（仮称）」を進めること

1.1 これまでの経緯

- 1.1.1 過去「語る会」では、文部科学省に学校事故・事件の事後対応に関してさまざまな要望を行ってきた。
- 1.1.2 その中心となっていることが、「事実を明らかにすること」「明らかになった事実を被害者・遺族にきちんと伝えること」の2点である。
- 1.1.3 これまで文部科学省は、その要望を取り入れた「学校事故対応に関する指針」「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」「いじめの防止等のための基本的な指針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の指針を作り、状況の改善に向けて取り組んできた。
- 1.1.4 その結果、いじめ自死や重大事故に対して、詳細調査を行う調査委員会が作られるなど、一定の成果が見られるようになった。
- 1.1.5 しかし、未だ学校事故・事件の現場では、上記文部科学省から出された指針等の趣旨が徹底されず、調査委員会の設置やその運営、被害者・遺族に対する情報の開示等に関して、多くの問題が発生している。
- 1.1.6 さらに、報告書が提出された後、学校・教育委員会、被害者・遺族等はそのように事態に対応すればよいかなど、これまで文部科学省が指針等で示した内容以外の課題も発生している。

1.2 さまざまな問題・課題

1.2.1 被害者・遺族の立場から

- 1.2.1.1 今年7月～10月、「語る会」は毎日新聞社と共同で、学校事故、いじめや教師のパワハラが原因とみられる自死や不登校等の事案等を対象に、被害者・遺族に学校や調査委員会の調査に関するアンケートを行い、62件の回答を得た。（令和元年11月9日付：毎日新聞記事参照）
- 1.2.1.2 その内訳は、いじめが原因と疑われる自死15件、教師のパワハラが疑われる自死が11件、学校管理下の事故死が14件、他にはいじめや教師の不適切な対応による長期の不登校、重い障害が残った事故等が含まれ、その内32件で調査委員会が設置された。
- 1.2.1.3 調査を巡っては、「事実解明が不十分」との声が多く、（事故発生時に学校が行う）基本調査について、62件のうち45件が「納得できなかった」と回答しており、「納得できた」2件を大幅に上回った。

1.2.1.4 調査委員会が設置された 32 件に関しても、「不十分」が 20 件、「十分解明された」が 6 件、「ある程度解明された」が 3 件、その他・無回答が 3 名という結果で、調査委員会が設置された事案でさえ、被害者・遺族の 6 割以上が「事実解明が不十分」と感じていることが明らかになった。

1.2.1.5 調査委員会の設置や運営に関しても、委員の選任で「被害者・遺族の意見が反映されなかった」、調査の独立性は「確保されなかった」、情報公開は「不十分だった」という意見を持つ被害者・遺族がそれぞれ半数以上に上った。

1.2.2 調査委員や有識者の立場から

1.2.2.1 調査委員や有識者の立場からも、調査委員会のあり方について、さまざまな問題が投げかけられている。(季刊教育法No.197 等)

1.2.2.2 委員選任における公平性、中立性をどのように担保すればよいのか、いじめの重大事態でのいじめの事実認定はどのように行えばよいのか、被害者遺族への情報の提供はどの程度行えばよいのか、「いじめの定義」は現状でよいのか、あるべき第三者委員会の姿はどのようなものか等、さまざまな課題が調査委員や有識者から出されている。

1.2.3 報告書提出後の課題

1.2.3.1 文部科学省から出された指針には、調査委員会の報告書が出された後の現場対応(現場で発生するさまざまな課題への対応)についての記載がない。その結果、さまざまな問題が発生している。

1.2.3.2 長崎県の私立高校では、2017 年 4 月に発生した生徒の自殺事案について、学校側が設けた第三者委員会が「自殺の主な原因は同級生のいじめ」とする報告書を出したことについて、学校側がその認定を不服として受け入れない方針を明らかにしている。

1.2.3.3 報告書提出後、裁判に発展している事案もみられる。

1.2.3.4 2017 年 12 月、兵庫県尼崎市立中学の女生徒が自殺した事件では、同市が設置した第三者委員会は調査報告で女子生徒に対するいじめを認定し、教師の不適切な対応が自殺の原因になったと指摘し、教育長ら市側も謝罪した。しかし、裁判になると、市側はいじめの有無を争い、教員や学校の対応に違法性はないと主張し、調査委員会の報告に基づかない主張を行っている。

1.2.3.5 また、埼玉県川口市の中学校で発生したいじめ不登校事件も裁判になっており、市側は調査委員会の報告書と矛盾する主張や、いじめ防止

対策推進法に欠陥があるとの主張を行っている。

- 1.2.3.6 上記のように、設置者が調査委員会の報告を受け入れることを拒否したり、裁判で調査委員会の報告と矛盾する主張を行うことは、今後の調査委員会のあり方に大きく影響を与える問題である。
- 1.2.3.7 いじめの重大事態等の事案で、調査委員会がいじめと被害の関係を認定した場合、加害者や周辺の児童生徒に対して適切な指導が行われねばならない。しかし、「語る会」に寄せられた事案のほとんどで、加害者や周辺の児童生徒に対する指導が行われていない。その結果、「ちょっといじめれば叱られるが、殺してしまえばなかったことになる」と表現できるような矛盾が生じている。
- 1.2.3.8 いじめの重大事態の報告書の公表の方法にも課題が見られる。報告書に書かれた詳細な事実を公表すれば、加害者に対する風評被害が発生する恐れがある。一方、事実の概要のみ公表すると、いじめと自死の関係性が曖昧になり、「その程度の事で自死する子どもだった」と受け取られ、亡くなった子どもの尊厳を守ることができない。
- 1.2.3.9 また、事件発生後の被害者遺族への情報の提供にも課題が見られる。調査委員会の報告書には、いじめや教師の不適切な対応によって自死に追い詰められたという結論は書かれているが、その根拠になる詳細な事実が遺族に知らされていないため、わが子がどのような状況に置かれていたのかが分からず、遺族は「なぜ自死したのか？」という問いに未だに答えを見つけることができず、今も苦しみ続けている。

1.3 これらの問題や課題が発生する背景

- 1.3.1 学校・教育委員会の事後対応の方針と文部科学省が出した事後対応に関する指針の内容が異なっていること
 - 1.3.1.1 学校事故・事件の事後対応には、混乱の修復、速やかな現状の回復、社会的信頼の回復、児童生徒に対する教育的措置、被害者・遺族の支援、再発防止への取組み等、さまざまな観点がある。
 - 1.3.1.2 文部科学省が出した学校事故・事件の事後対応に関する指針がない時代から、学校・教育委員会はさまざまな学校事故・事件に対して、彼らが重要と考える観点到に沿って、事後対応を行ってきた。
 - 1.3.1.3 その基本的な対応方針は、混乱の修復、速やかな現状の回復を最優先するものであり、その方針に沿って事実を明らかにすることなく、混乱の修復を図ってきた。そして、その方針は現在も続いている。
 - 1.3.1.4 学校・教育委員会の事実を明らかにしようとしないう事後対応によって、被害者・遺族は深刻な人間不信や社会不信に陥り、健全な社会生活を

送ることができない状態に追い込まれてきた。

1.3.1.5 学校事故・事件の被害者や遺族は、互いに助け合いながら、事後対応の問題について声を上げ始め、文部科学省に学校事故・事件の事後対応に関する要望書を提出してきた。

1.3.1.6 その後、文部科学省によって作られた、「学校事故の事後対応に関する指針」「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」等の指針や、「いじめ防止対策推進法」で定められた内容は、「事実解明」を最優先の課題として明示している。

1.3.2 つまり、学校や教育委員会が行っている事後対応の方針（「事態の鎮静化」と「速やかな現状の回復」と、文部科学省が出した事後対応の指針に示された優先課題（「事実解明」）が相反する事柄であるため、それが原因となって、現場の事後対応でさまざまな問題や課題が発生しているのである。

1.3.3 また、現在文部科学省から出されている指針等には、事実が明らかになることで生じる責任の所在や賠償の問題等に、学校や教育委員会等はどう向き合えばよいのかが示されていない。そのことも、このような問題や課題が発生する一つの要因となっている。

1.4 「総合的な事後対応の在り方の研究（仮称）」の必要性

1.4.1 学校事故・事件の事後対応の問題を考える上で、今重要なことは、学校事故・事件の事後対応で発生するさまざまな問題や課題を想定した上で、どのような考え方や方法で行えば、またどのような環境を準備すれば、発生するさまざまな問題や課題に対し適切な対応ができるか考えることである。

1.4.2 言い換えれば学校・教育委員会と被害者・遺族の双方のみならず、一般の人々も納得できるような、学校事故・事件の事後対応の「望ましい姿」を明らかにすることである。

1.4.3 その上で、事後対応の現状を上記「望ましい姿」に近づけていくためには、どのようなアプローチが必要なのか考え、実施することである。

1.4.4 以下、学校事故・事件の事後対応の「望ましい姿」を作り出し、事後対応の現状を「望ましい姿」に近づけていくために、どうアプローチすべきか考えることを、「総合的な事後対応の在り方の研究（仮称）」と呼ぶことにする。

1.5 「総合的な事後対応の在り方の研究（仮称）」を進めるにあたって

1.5.1 これまでの事故・事件について個別のおよび総合的に正確な現状把握を行うとともに、調査委員会あり方を含む事後対応のあり方を検討するための議論の土台を作ること

1.5.1.1 学校事故・事件の事後対応の指針等は、被害者・遺族の意見や要望等

によって作られてきた。

- 1.5.1.2 しかし、被害者・遺族は学校事故・事件の事後対応の現状について納得しておらず、今もさまざまな問題を訴え続けている。
 - 1.5.1.3 一方で、学校や教育委員会はこれまでの学校事故・事件の事後対応について「大きな問題はない。ほとんどがきちんと解決している。」という認識を持っている。
 - 1.5.1.4 平成 27 年に文部科学省が大阪教育大学に依頼して行った「学校事故対応に関する調査研究」(自死事案等は含まない)では、学校・教育委員会は被災した児童生徒の遺族・家族等への対応に関して、約 9 割が適切に行われたと述べている。
 - 1.5.1.5 しかし、同時期に「語る会」が行った学校事故被害者へのアンケート調査では、学校の行った事後対応について、納得していない事例がほとんどであった。
 - 1.5.1.6 また、調査委員会に参加した弁護士や有識者の一部からは、現行の指針に示された手続や運用が被害者・遺族の意見に偏っている旨の意見も出されている。(「季刊教育法」No.197)
 - 1.5.1.7 このように、学校・教育委員会から見た事後対応に対する評価と被害者・遺族から見た事後対応の評価、調査委員会に参加した弁護士や有識者から見た評価には違いがみられる。
 - 1.5.1.8 その為、今の状態で「総合的な事後対応の在り方の研究(仮称)」を進めようとしても、立場の違うものが互いに主張を繰り返すだけで終わってしまう可能性が高い。
 - 1.5.1.9 それを避けるためには、学校・教育委員会、被害者・遺族、調査に関わった委員の三者からみた事後対応の実態や課題を、なるべく多くの事例をとおして正確に把握し、学校・教育委員会、被害者・遺族、調査に関わった委員等、立場の違うものが集まって総合的に議論するための土台を作る(実態調査する)ことが必須の課題である。
 - 1.5.1.10 その具体的方法としては、重大事態等で調査委員会が立ち上がっている事案に対し、学校・教育委員会、調査委員、被害者・遺族の三者に対してアンケート調査やヒアリングを行い、事後対応の現状やそこで発生している問題や課題を明らかにしていく方法が考えられる。
 - 1.5.1.11 個々の事案の調査では、その事案特有の課題や問題が出てくると思われるが、調査数を増やしていけば、学校事故・事件の事後対応に共通する実態や課題が明らかになってくるであろう。
- 1.5.2 「総合的な事後対応の在り方の研究(仮称)」は、政府および教育行政から

独立した組織であって、必要な予算措置がされるとともに、継続的な研究が可能で、かつ必要に応じてさまざまな立場の人が加わることのできる組織によって行うこと

1.5.2.1 これまで学校事故・事件の事後対応に関する検討は、主に有識者会議で行われてきた。

1.5.2.2 しかし、有識者会議は断続的に行われるため、調査や検討に要する時間を十分に確保することが難しい。

1.5.2.3 また、関係者へのヒアリング等を行う場合でも、時間や手続き、予算等、クリアしなければならぬ課題が多く、収集できる情報には限界がある。

1.5.2.4 そこで、「総合的な事後対応の在り方の研究（仮称）」を進める際は、十分な時間や情報が確保でき、研究結果が政策に直接反映される国立教育政策研究所のプロジェクト研究の形で行うのが望ましいと考えられる。

1.5.3 研究を進めるにあたっては、被害者・遺族の意見を尊重すると共に、被害者・遺族の立場や視点を十分に理解した研究者が参加すること

1.5.3.1 学校関係者の事後対応の在り方に問題を投げかけてきたのは、学校事故・事件の被害者・遺族達である。その為、被害者・遺族等が問題にしていることを明らかにするためには、被害者目線で見なければならぬ。

1.5.3.2 しかし、これまで被害者・遺族は学校関係者や調査委員、有識者会議の委員等に事後対応の問題について訴えてきたが、その実情を理解してもらうことがなかなか難しかった。

1.5.3.3 学校事故・事件で深刻な被害を被った被害者・遺族は学校・教育委員会に対して厳しく迫る。その時、学校・教育委員会が責任を回避するような言動を取れば、その非難や追及は一層激しくなる。多くの学校事故・事件はそのような形でスタートする。

1.5.3.4 しかし、その被害者・遺族の厳しい非難や追及の中に、学校・教育委員会や調査委員に伝えたい実情が込められているのである。

1.5.3.5 それ故、聞き手は厳しい非難や追及にさらされながらも、被害者・遺族の言葉を傾聴し、被害者・遺族が伝えたい実情をくみ取ることができるスキルを持たなければ、被害者・遺族から見た事後対応の問題や課題を明らかにすることはできない。

1.5.3.6 また、被害者・遺族から見た事後対応の問題や課題を明らかにする上

で障害になっているのが、学校事故・事件の事後対応に関して声を上げる被害者・遺族に対するイメージである。

1.5.3.7 このことについて、2015年10月6日付「内外教育」の「ラウンジ」と記事の中に、次のような記述がある。(この記事は2015年に「語る会」が文部科学省に提出した要望書に関して述べられたものである)

「学校事故・事件などで死亡者、障害が残るような負傷者が出るケースは、統計的にはそう多くはない。しかも、そのほとんどはきちんと解決しており、安全配慮義務違反など、学校の責任をめぐって訴訟になるのはごく一部だ。正直にいうと、そんな学校への不信感に凝り固まった一部の保護者らが、遺族の立場から学校や教育委員会を批判する内容を連ねているというのが、要望書に対する事前のイメージだった。」

1.5.3.8 この記事では、学校の事後対応に批判的な被害者・遺族の意見に対する事前のイメージについて、「学校への不信感に凝り固まった一部の保護者らが、遺族の立場から学校や教育委員会を批判する内容を連ねたもの」と述べている。

1.5.3.9 このような被害者・遺族の意見に対するイメージが、事後対応の現場で発生しているさまざまな問題を正確にとらえることの妨げになっていることは言うまでもない。

1.5.3.10 その為、研究を進めるにあたっては、被害者・遺族へのヒアリングや実際の事後対応の視察等、徹底した現場主義で行う必要がある。

1.5.3.11 また、研究者には学校事故・事件の実態や被害者・遺族の実情に詳しく、事件現場でのフィールドワークのスキル(厳しい非難や追及にさらされながらも、被害者・遺族の言葉を傾聴し、被害者・遺族が伝えたい実情をくみ取ることができるスキル)を持っている研究者の参加が必要不可欠である。

2 文部科学省としてこれまでの調査委員会運営の現状と課題を的確に把握した上で、遺族・家族の要望や意見をふまえつつ、調査委員会のあるべき姿を明確に示すこと。

2.1 調査委員会の現状

2.1.1 「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によれば、平成30年度にいじめ防止対策推進法第28条1項に規定する「重大事態」が600件余り発生しており、その内約3/4の調査が終了している。そして終了した調査の約9割で「いじめ」が確認された。

2.1.2 実際に調査委員会による調査が行われた結果、調査委員会のあり方や、調査の方法、事実認定や評価の方法等について多くの課題が明らかになり、今さ

さまざまな場で議論されている。（「季刊教育法」No.197、文部科学省いじめ審議会における検討課題等）

2.1.3 具体的な課題の例としては、前述の「1.2 さまざまな問題・課題」の項で示した通りである。

2.2 「語る会」としての調査委員会に対する意見

2.2.1 「語る会」として、以下の内容が、文部科学省が示す調査委員会のあるべき姿に反映されることを要望する。

2.2.2 調査の目的に関連して

2.2.2.1 調査の目的は、調査の方向性を決めるだけでなく、調査の具体的方法にも大きく影響する。その為、調査の目的を明確にしなければならない。

2.2.2.2 これまで、多くの調査委員会が行った調査では、調査の目的は「再発防止」とされ、調査委員会に関するさまざまな議論も「再発防止」という目的に沿って議論されてきた。

2.2.2.3 これまでに出された指針や「いじめ防止対策推進法」から

2.2.2.3.1 文部科学省から出された「学校事故対応の指針」や「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」には、「再発防止」に加え、「遺族(被害者)の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため」「子供と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため」という目的が明記されている。

2.2.2.3.2 つまり、再発防止だけでなく、事実を明らかにし、それを被害者・遺族のみならず、周囲の子どもたちや保護者にもきちんと伝えることが、調査委員会の目的として重要であることを再認識せねばならない。

2.2.2.3.3 また、「いじめ防止対策推進法」の第 28 条には「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とあり、調査の目的が「再発防止」だけでなく、発生している「重大事態」への対処もその目的であることが明示されている。

2.2.2.3.4 とすれば、調査委員会は「再発防止」を目的にして調査・提言するだけでなく、発生している重大事態に対して適切に対応することを目的にした調査・提言も行わなければならないはずである。つまり「再発防止」だけでなく「現場対応（事実が明らかになった時生じるさまざまな課題への対応）」も視野に入れて調査を行わねばならないということである。

2.2.2.4 調査委員会の調査は教育的な目的（事件・事故の被害者はもちろん、事案によっては加害者となった子どもたちへの教育的措置と再発防止等）に沿って行わねばならないこと

2.2.2.4.1 学校事故・事件の調査は、本来学校が主体となって行うべきものである。そして、学校は教育機関であることを考えると、調査は教育的な目的（事件・事故に関する被害者はもちろん、事案によっては加害者となった子どもを含めた児童生徒たちへの指導や助言、支援、再発防止等）に沿って行わねばならない。

2.2.2.4.2 ならば、学校が行う調査を代行する調査委員会も教育的な目的に沿って調査を行わねばならないはずである。

2.2.2.4.3 これまで文部科学省から出された指針では、「調査は民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない」、「学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である」と記載されている。

2.2.2.4.4 その意味は、調査が教育的な目的に沿って行われることを考え合わせると、「調査は教育的な目的で行われねばならず、たとえ教育的目的で行われた調査によって解明された事実が、その後何らかの民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等へ影響を与えようでも、それを理由に調査があやふやになってはならない」と解することができる。

2.2.2.4.5 学校が行うことができる対応は、教育的な対処（子どもや保護者への指導や助言、支援等）のみである。教育的な対処に付随して発生する賠償、処分等の問題は二次的な問題であり、それに対処するのは行政や設置者の責任である。

2.2.2.4.6 本来教育においては、教育を司る学校が「主」であり、教育委員会はその学校の教育活動を支援する「従」の立場である。

2.2.2.4.7 しかし、学校事故・事件の現場では、主従の立場が逆転し、調査によって事実が明らかになることで発生する責任や課題にうろ

たえ、学校が主体的な教育活動を放棄していると思われる現象が多くみられる。

2.2.2.4.8 その一例として、事件発生直後、学校が子どもたちから事情聴取を行う際、学校が被害者・遺族に対し「保護者の了解を得ないと聞くことができない」との答弁を行うことがある。しかし、教育的な目的に沿った事情聴取なら、保護者の了解を得なくても、教師の権限において可能なはずである。

2.2.2.4.9 また、いじめ自死事件で、調査の後いじめによって被害者が自死に追い込まれたことが明らかになった後でも、加害者が指導された例はほとんどない、という矛盾も発生している。

2.2.2.4.10 学校が行う基本調査、調査委員会を設置して行う詳細調査の目的が明示されていなかったため、事実解明に伴って起こる責任の所在との関係の中で、混乱が発生していると考えられる。

2.2.2.4.11 再度、調査の目的が教育的な目的であることを明示するべきであると考えられる。

2.2.3 教育的目的に沿った調査の目線

2.2.3.1 上記のように学校や調査委員会が行う調査は、事件・事故に関する被害者や子どもたちへの教育的措置と再発防止を目的に行わなければならない。

2.2.3.2 中でも被害に遭った生徒の救済を最優先の目的として、調査を行わねばならないことは当然のことである。また、それを実施するためには、調査に関わる者は被害児童生徒の視点（被害者の立場に立って）で物事を見なければならない。

2.2.3.3 これは、自死事案、死亡事案にも当てはまる。被害に遭った子どもは既に死亡しているが、被害者であり救済されねばならぬ立場であることは間違いない。その場合、守らねばならないのは、亡くなった子どもの「尊厳」である。それ故、自死事案、死亡事案でも、亡くなった子どもの目線で調査を進めていかねばならない。

2.2.4 教育的目的で行われる事実の評価

2.2.4.1 いじめ自死事件等で自死に至る経過を考察する時、亡くなった子どもの個性や家庭環境（成育歴等）といじめの事実の関連が問題になる。

2.2.4.2 「責任の所在がどこにあるか」という視点での評価なら、子どもの個性や家庭環境の課題を「いじめだけでなく、子どもの個性や家庭環境

の課題にも一定の原因がある」と評価することになる。今までに出された調査報告書の中にはしばしばこのような判断が認められる。

- 2.2.4.3 しかし、同じ状況を教育的な観点で評価すると、子どもの個性や家庭環境に課題を持つ子どもは、それがいない子どもと比べより一層配慮されねばならなかった対象として、学校がどう把握し配慮や支援がされたのかが評価されるはずである。
- 2.2.4.4 また、いじめ自死事案で「いじめが自死の主たる要因かどうかわからない」という判断がなされる場合がある。また、「背景には複合的な要因があり、いじめが直接的な要因とはいえない」という判断がなされる場合も多い。これらは責任の所在を意識した判断である。同じ事案を教育的目的に沿って評価すれば、「いじめによって自死した可能性がある」という判断になるはずである。
- 2.2.4.5 つまりどのような目的に沿って評価するのかで、見解が変わるということである。
- 2.2.4.6 これまで述べた通り、調査の目的を明確化することが、調査委員会の課題を改善していくうえで大変重要である。
- 2.2.4.7 それ故、学校事故・事件の調査（基本調査、詳細調査）の目的は「遺族(被害者)の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため」「子供と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため」に加えて、教育的な目的（被害者、他の生徒たちや保護者に対する指導、助言や支援、さらには再発防止等）に沿って行わねばならぬことを明示する必要がある。
- 2.2.4.8 教育的な目的に沿って調査を行えば、それに付随して民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への影響が発生する可能性がある。
- 2.2.4.9 その場合、前述したように、付随して発生する民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対処は、教育的な目的に沿って行われた調査結果や対処と整合性を持つ形で調整されねばならない。
- 2.2.4.10 それについてどのように調整すべきかについては、前述の「総合的な事後対応の在り方の研究（仮称）」等において検討されるべき課題である。

2.3 事実に迫る方法としての被害者・遺族への情報の提供と対話

- 2.3.1 これまで被害者・遺族への情報の提供は、被害者・遺族の「事実を知りたいという願いに応えるもの」としてのみとらえられてきた。
- 2.3.2 しかし、被害者・遺族への情報の提供や対話は、「被害者・遺族の事実を知りたいという願いに応えるため」だけでなく、調査委員会が事実に迫るために

必要不可欠なプロセスである。

2.3.3 学校事故・事件の事後対応の歴史的経緯を踏まえて

- 2.3.3.1 過去、学校事故・事件が発生すると、学校や教育委員会は事態の鎮静化のみに終始し、事実を明らかにしようとしなかった。そして、その状況は今も続いている。
- 2.3.3.2 そもそも学校事故・事件の調査に第三者委員が必要とされたのは、学校・行政の事実を明らかにしようとしないう状況、いわゆる「学校の壁」をこじ開けるためである。
- 2.3.3.3 つまり、調査委員会の作業は、学校・教育委員会から提出された事件・事故に関する資料に目を通すことから始まるが、そこに記載された情報が正しいかどうか確認する作業から始めねばならないのである。
- 2.3.3.4 その為には、学校から出された情報に関して、被害者・遺族に確認する作業、つまり被害者・遺族への情報の提供と対話が不可欠である。

2.3.4 自死の原因に迫るために

- 2.3.4.1 自死という現象は、自死した子どもの背景（何があったか）とその子どもの個性の関連で発生している。
- 2.3.4.2 調査委員は背景についてはある程度解明できるであろうが、自死との関連を評価する際、委員は亡くなった子どもに関する情報（どんな個性を持った子どもであったのか）を持っていない。
- 2.3.4.3 それ故、明らかになった事実が亡くなった子どもにどのような影響を与えたかについて正しく考察しようとするれば、亡くなった子どもを最もよく知る遺族に、その事実を伝え意見を聞くことが必要になる。
- 2.3.4.4 ここでも、被害者・遺族への情報の提供が必要になってくる。
- 2.3.4.5 なぜ自死に至ったのかを知りたい遺族としては、与えられた情報を契機に、自らの思い至る背景を調査委員に情報提供することができる場合もある。調査委員にとっては、そこで与えられた情報がより正確な専門的判断につながり自死の原因究明に迫ることが可能になる。
- 2.3.4.6 それ故、自死の原因に迫るためには、遺族に対する情報の提供のみならず、対話というプロセスが不可欠なのである。

2.3.5 結果の信頼性を担保するために

- 2.3.5.1 自死事案等で、調査委員会は事実解明を行い、自死の原因について考察するわけだが、科学実験で言えば、事実解明は実験データの収集、自死の原因の判断は考察ということになる。

2.3.5.2 その際、自死の原因を考察するに足る事実が十分集まったかどうかを、どのようにして判断するのかという問題がある。

2.3.5.3 その方法として、遺族に明らかになった情報を逐次知らせ、亡くなった子どもを知る遺族がその原因について納得できた時（もちろん委員たちもその見解に納得できた時）を事実調査の終わりとすればよいと考えられる。

2.3.5.4 ここでも、被害者・遺族への情報の提供や対話が必要になってくる。

2.3.6 亡くなった子どもの尊厳を守るために

2.3.6.1 報告書では、子どもがなぜ自死したのかについて明らかにすることになるが、これは亡くなった子どもの尊厳にかかわる内容である。

2.3.6.2 公表した内容が、事実と異なれば、それはなくなった子どもの尊厳を冒すことになり、許されない行為である。

2.3.6.3 このことについては「いじめ防止対策推進法」の目的を記載した同法第1条にも「児童等の尊厳を保持するため」と被害に遭った子どもの尊厳を守らねばならぬことが明記されている。

2.3.6.4 そのような事態を回避するためには、亡くなった子どもに確認を取れない以上、少なくとも亡くなった子どもを最もよく知る遺族に情報を提供し確認を取ることが必要となる。

2.3.7 被害者・遺族の信頼を得るために

2.3.7.1 調査委員会の調査は被害者・遺族の信頼を得ることができなければ成功しない。

2.3.7.2 そもそも調査委員会が発足するのは、学校や教育委員会の基本調査に被害者・遺族が納得してない場合である。それ故、被害者・遺族は学校や教育委員会に対してもともと不信感を抱いている。

2.3.7.3 調査委員会はそのような状況の中で発足すること、被害者・遺族の協力を得なければ事実解明は不可能な事等を考えると、明らかになった情報の被害者・遺族への提供や対話は、調査委員会が被害者・遺族の信頼を得る手段として、必要欠くべからざる手続きである。

2.3.7.4 これは、行政における情報開示の理念とまったく同じものである。

2.3.8 報告書の出た後の対応のために

2.3.8.1 調査委員会が出した報告書は法的拘束力を持たないこと、あくまで教育的目的での見解であること等を考えると、その後の賠償や謝罪等の課題は学校・設置者と被害者・遺族間の話し合いで進めていかねばな

らない。

- 2.3.8.2 その為、話し合いの共通の土台を作る意味で、明らかになった情報を学校・設置者、被害者・遺族双方に提供し、合意を取る作業が不可欠になる。
- 2.3.8.3 前述したとおり、報告書提出後の学校・設置者、被害者・遺族両者間の話し合いは、調査委員会の出した教育的目的に沿った報告書の内容を尊重する形で進められることが望ましい。また、話し合いの進め方や、それを可能にする環境の整備等については、前述の「総合的な事後対応の在り方の研究（仮称）」において検討されるべき課題である。

2.3.9 再調査を防ぐために

- 2.3.9.1 調査委員会が出した報告書の内容に被害者・遺族が納得せず、再調査になる事例が見られる。
- 2.3.9.2 再調査になることは、被害者・遺族、学校・教育委員会のみならず、関係の児童生徒やその保護者にとって望ましいことではない。
- 2.3.9.3 被害者・遺族に明らかになった情報を提供しながら進める教育的な目的に沿った調査は、あたかも、調査委員が被害者・遺族と一緒にあって被害にあった子どもの目線から、事故・事件の原因を探していく作業のように見えるだろう。
- 2.3.9.4 このようなプロセスの調査で導き出された結論は、被害者・遺族に受け入れられる可能性が高く、再調査を防ぐことに有効である。

2.3.10 「被害者・遺族への情報の提供や対話」と「調査委員会の公正・中立」について

- 2.3.10.1 調査委員会に対して、被害者・遺族が明らかになった情報の提供を求めると、調査委員会に「公正・中立」に反するという理由で拒否されることがある。
- 2.3.10.2 しかし、被害者・遺族等関係者に情報を提供し、対話しながら事実解明を行うという調査のプロセスは、調査の一手法にすぎず、調査委員会の「公正・中立」とは全く異なる問題である。
- 2.3.10.3 調査委員会が「公正・中立」を建前にして、被害者・遺族等関係者を単なるヒアリング対象者として扱い、聞き取った情報を会議で検討して結論を導くという調査方法、言い換えれば、現場から遠い位置から調査を進めた事案がある。
- 2.3.10.4 そして、このようにして出された調査結果に被害者・遺族が納得せず、再調査になる事案がしばしば見られる。

- 2.3.10.5 調査委員会の調査は徹底した現場主義で行わねばならぬことは既に述べたが、被害者・遺族等関係者に情報を提供し、対話しながら事実解明を行うという調査のプロセスは、調査委員が現場に身を置きながら事実解明を行うために必要なプロセスである。
- 2.3.10.6 確かに、調査委員にとって学校事故・事件の現場に身を置くことは勇気と覚悟が必要であろう。しかし、それなくして事実解明は困難なのである。
- 2.3.10.7 調査委員会が「公正・中立」を建前にして、現場から距離を置いて調査を行うことは、その方法として望ましくない。

2.4 被害者・遺族の置かれた状況の理解

- 2.4.1 前述したように、調査委員会は学校・教育委員会の事件・事故の事後対応に被害者・遺族が不信を抱いている状況から始まる。その為、調査委員に対する要求等も非常に厳しいものとなる。調査委員はその状況を十分理解した上で、被害者・遺族との信頼関係を構築していかなければならない。
- 2.4.2 事実解明には、被害者・遺族の協力が不可欠であることを考えると、調査委員会が被害者・遺族との信頼関係を構築できなかったとしたら、その時点でその調査は失敗したといえる。
- 2.4.3 また、学校事故の被害者・遺族は、事実解明についてやむにやまれない気持ちから、時として調査委員会に攻勢的に要求を出してことがある。しかし同時に、学校事故の被害者・遺族は救済・支援されねばならぬ者でもある。
- 2.4.4 その為、調査委員にはそれぞれが持つ専門性のみならず、「学校事故・事件の被害者とはどういうものか」「被害者・遺族に向き合った場合、何が起こるのか」についての理解や見識が必要になる。
- 2.4.5 しかし、実際の現場では被害者・遺族の要求が厳しいため、しばしば調査委員との信頼関係が崩れてしまう事態が発生している。
- 2.4.6 それを避けるため、文部科学省が示す調査委員会のあるべき姿の中に、「学校事故・事件の被害者とはどういうものか」「被害者・遺族に向き合った場合、何が起こるのか、どのときどう対応すればよいのか」についての指針を盛り込むことが必要である。
- 2.4.7 学校事故・事件の事後対応をよりよいものにするためには、「学校事故・事件被害者とはどういうものなのか」についての理解の蓄積、いわば「学校事故・事件被害者学」とでもいうべき研究が必要となる。
- 2.4.8 その研究は、調査委員会の運営のみならず、被害者・遺族の救済や支援について考える上でも、大変重要になるであろう。
- 2.4.9 前述の「総合的な事後対応の在り方の研究（仮称）」の項目の一つとして取

り上げられるべきだろう。

- 3 「学校事故対応に関する指針」「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」「いじめの防止等のための基本的な指針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に表示された学校事故・事件の事後対応に関する基本的な理念や方法の周知徹底を図ること
 - 3.1 上記指針が出されて数年経ち、学校事故・事件が発生すると上記指針に基づいた対応が行われ始めた。
 - 3.2 しかし、あちこちから、各指針の趣旨を無視するような対応が行われているとの報道（令和元年11月9日付：毎日新聞記事参照）や「語る会」への相談が続いている。
 - 3.3 文部科学省としては、各種法令の趣旨を踏まえた各種指針類を策定し、学校や教育委員会に周知してきた。しかし、現状を見る限り、学校、教育委員会レベルでは関係法令や指針類の趣旨が十分認識されていないと言わざるを得ない。
 - 3.4 「語る会」は、これまで繰り返し文部科学省に、学校教育委員会に關係法令や指針類の趣旨を周知徹底させるよう要望してきたが、上記現状を考えると再度要望し続けねばならない。
 - 3.5 「語る会」として学校・教育委員会に特に周知徹底させてほしいことは、
 - 3.5.1 学校が行う基本調査を徹底させること
 - 3.5.2 学校にとって都合が悪いことでも、隠さず明らかにすること
 - 3.5.3 被害者・遺族に対する情報提供を積極的に行うこと
 - 3.5.4 事後対応に関して被害者遺族の要望に応える努力を行うことの4点である。
 - 3.6 学校教育委員会に關係法令や指針類の趣旨を周知徹底させる方法として
 - 3.6.1 学校事故・事件に対する關係法令や指針類の趣旨を周知させるための研修を毎年行うこと
 - 3.6.2 学校事故・事件に対する關係法令や指針類の趣旨について、学校・教育委員会だけでなく、保護者に対しても広報することこの2つの取組みを実施してほしい。
 - 3.7 「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」（H22.3）を改定すること
 - 3.7.1 理由：「子どもの自殺が起きた時の背景調査の指針」が出る前の事後対応の指針であり、その内容が背景調査の指針の趣旨（全件調査）と一致しないからである。

以上